

令和2年（わ）第455号 死体遺棄被告事件

被告人 レー ティ トウイ リン

弁 論 要 旨

令和3年7月13日

熊本地方裁判所 刑事部 御 中

被告人 レー ティ トウイ リン

主任弁護人 石 黒 大 貴

弁護人 松 野 信

弁護人 久 保 田 紗 和

上記被告人（以下、「リンさん」という）頭書事件につき、弁護人らの弁論の要旨は、以下のとおりである。

第1 はじめに

リンさんは、無罪である。

リンさんが死体遺棄罪に問われているのは、令和2年11月15日中の嬰児の遺体を入れた段ボールを自室の棚の上に置いた行為であり、リンさんの当日の行動に照らしても、これを「放置」であるとして、葬祭義務に違反する不作為の犯罪として成立させることには、極めて無理があると言わざるを得ない。

死者に対する社会的風俗としての宗教的感情という、死体遺棄罪の保護法益であ

るこの社会的法益に照らし、リンさんの死産当日中の行為が犯罪によって処罰されるべきものかについては、宗教的価値観が多様化し、葬祭文化が国際化するわが国において、「葬祭義務違反」という慣習上の義務違反該当性を真正面から慎重に検討されなければならない。

本件でリンさんが有罪になるということは、リンさんが「当時何をすべきだったのか」という具体的な作為義務が、抽象的な「葬祭義務」というブラックボックスに落とし込まれたまま、死体遺棄罪の成立を認めることになるということをはじめに強調して申し上げる。

第2 前提となる事実

本件で罪となるとされているリンさんの行為は、①令和2年11月15日午前9時頃に自室において死産した双子のわが子の遺体を、タオルを敷いた段ボール箱に入れ、さらにタオルを被せた上で、②わが子の名前をつけ、③名前、お詫びの言葉、「ゆっくり休んでください」という弔いの言葉を書いた手紙を段ボールに入れ、④死産した部屋と同じ場所にあるリンさんの腰の高さほどの棚の上に置いたこと、という死産当日中の一連の行為（以下、「本件行為」という）である。このリンさんの行為に対する法的な評価に先立ち、リンさんが死産に至るまでの前提となる事実を述べる。

1 リンさんが死産するまでの経緯

(1) リンさんは、2018年8月に、家族の生活を支えるため、150万円の費用を工面して、技能実習生として来日した（被告人供述調書1頁）。

熊本県内の有限会社鶴田有機農園で働き始めたリンさんだったが、簡単な挨拶程度しか話すことができず（被告人調書2頁）、彼女の日本語レベルは初歩的なものであった。

(2) リンさんは、交際相手との間に子ができたかもしれないことに気付き、また、7月頃には自身で購入した妊娠検査薬を使って確信に近い形で知るに至

った（被告人調書2頁）。

しかしながら、リンさんは、自分が妊娠していることを会社や監理団体に言えばベトナムに帰国させられることを恐れて、周囲に妊娠を告げることも相談することもできなかった。リンさんは、SNSを通じて、妊娠出産を理由に会社や監理団体によって強制的に帰国させられた女性を多く見聞きし、また監理団体からも、法律で妊娠や出産を理由に技能実習生を解雇し、強制帰国させることが禁止されること、妊娠した場合には具体的にどうすれば良いのかという説明を受けておらず、妊娠が判明すればベトナムに帰国させられると考え、周囲に打ち明けることができなかった（被告人調書3頁）。

なお、監理団体によれば、妊娠が解雇理由にならないことを最初の1か月の研修期間にも通訳人を通して全ての技能実習生に伝えていると供述する

（甲9号証7頁）が、むしろ妊娠が解雇理由にならないのではなく、妊娠を理由に解雇することが法律で禁止されているものであって（男女雇用機会均等法9条2項）、リンさんがそのような説明を受けた形跡もないのだから、その供述を信用することはできない。

（3）2020年11月13日には監理団体からも妊娠検査薬による検査を求められたほか、「妊娠して産んだりしたら、とても大変だよ。」などと告げられ（被告人調書5頁）、リンさんはこれに恐怖した。

（4）リンさんは、一度だけ赤ちゃんに、「かわいそうなことをするんだ」と悩みながらも、薬による中絶を試みたことがあった。しかし、薬の作用はなく、赤ちゃんを生むことを決意し、翌2021年1月頃には生まれてくるわが子の誕生に備え、帰国することを考えていたのである（被告人調書5頁）。

2 リンさんの死産当日の状況

（1）リンさんは、2020年11月14日の夜、体全身の痛みと気分の悪さ、お腹の痛みに苦しんだ。電話がなかったことからも救急車を呼ぶことはなか

った。「何回死んで、そして生き返って、その繰り返しでした」と表現される痛みは、翌15日午前9時に双子の赤ちゃんを出産するまで続いた。

お産した布団には大量の血が流れ出ていた状態で、ようやく生んだわが子は産声をあげることなく息もしていなかった。2人が死亡していることに気づいたリンさんは深い悲しみにくれた（被告人調書7頁）。

なお、リンさんが死産であったことは、解剖医の所見においても、分娩後に生きていたかどうかについては、判断困難であるとされ（甲7号証3頁）、死胎検案書にも死産と明記されていること（弁4号証の1乃至2）からも、明らかである。

(2) 死産により体が疲れ切った状態のリンさんは、全身の痛みや目の前でわが子が死んでいる状況のなかで、しばらく休息をとったが、体調が改善することはなかった。しかし、布団の上に裸のわが子が転がっている状態であり、かわいそうと思い、段ボールにタオルを1枚しき、赤ちゃんを入れ、さらにもう一枚タオルをかぶせた。そのあと、布団の上でしばらく休憩をとったリンさんは子どもの名前を考え、再び休んだのちに、子どもたちの生年月日、名前、お詫びの言葉、そして「ゆっくり休んでください」という言葉を書いた手紙を赤ちゃんが納められている段ボールに入れた。

さらに、赤ちゃんが寒くないようにと段ボールを別の段ボールの中に入れ、同室内の棚の上（弁1号証「写真」、甲2号証「捜索差押調書」別紙写真第5号、第6号）に置いた。

リンさんは、赤ちゃんの遺体を自分がそのうち元気になって埋葬してあげようと思っており、具体的な埋葬の手順や方法については15日中に考えつくには至っていない（被告人調書9頁乃至10頁）。

3 以上が、前提となる事実である。

第3 リンさんの死産当日の行為に死体遺棄罪は成立しないこと

1 本件行為は、体力回復後の埋葬を前提とした安置であること

検察官が葬祭義務に違反したというリンさんの本件行為は、自分の体力が回復したのちに埋葬する意思のもと行った安置である点で、葬祭義務に違反する死体の「放置」ではなく、本罪は成立しない。

以下、本件行為が安置であることについて詳述していく。

(1) リンさんには埋葬の意思があり、本罪の故意がないこと

リンさんは、死産当日の15日午前9時から、休息を適宜取りつつ行った本件行為時において、自分の体力が回復してからわが子を埋葬しようと考えていたのであって、埋葬の意思があったことは明らかである。

リンさんの埋葬の意思は、本人が遺体を捨てる意思がなかったとはつきりと供述していること（被告人調書12頁）はもちろんのこと、遺体を布団の上に転がしておけず取られた本件行為が、タオルで遺体を包む、子どもらの名前を名付け、弔いの言葉を記した手紙を置いたという具体的な態様であることからも強く推認できる。加えて、産婦人科においても死産児が発生した場合には、紙製の箱に入れて、布で覆い分娩室内の冷蔵庫に保管することである（弁3号証「意見書（本件事件における母体の状態と孤立出産下における期待可能性）」5頁、資料3）。こうした事例からも本件行為が不適切な遺体の取り扱いとは評価できない。

また、リンさんが住んでいた故郷ベトナムでは、遺体を弔う方法として土葬が一般的であるとされている（被告人調書10頁）。ベトナムにおいて、死産児の場合には、死後または遺体発見後12時間以内に納棺の儀式を行うことになっているが、家庭に遺体を保管する場合には、換気の良い場所で保管されること、毛布や布で覆われていること、昆虫や動物を死体内に侵入させないように守られている必要があるとされ、この方法に基づいて家庭内で遺体を保管することは違法とされていない（弁2号証「ベトナムにおける埋葬方法・手続に関する意見書」3枚目）。このベトナムにおいて適法とされる遺体の安置方法

は、リンさんがとった具体的な本件行為とも合致しており、わが子の遺体を弔うために埋葬しようと考え、リンさんが本件行為を適法な埋葬のための準備であると認識していたことが推認される。

現に、リンさんは、2021年5月13日の火葬（弁6号証の1乃至2「写真」）まで約7ヶ月間何度も遺体の引き取りを求め続け（被告人調書12頁）、わが子の弔いを願い続けたことも、埋葬意思の現れにほかならず、リンさんに埋葬の意思があったことにより、本罪の故意は否定される。

なお、本罪の故意を否定するには、具体的な埋葬方法の確定的な認識まで必要ないことは言うまでもない。リンさんの未だ行なっていない埋葬に関する認識を以って予備罪も未遂罪も規定されていない本罪の故意を認定することはできないからである。

（2）死産当日に遺体と過ごしたリンさんに本罪の成立を認めることはできないこと

わが国においても人が死亡した場合には、すぐに火葬や埋葬を行うのではなく、布団に寝かす、棺に納めるなどの遺体の安置を行い、死者や遺族が特定の宗教を信仰している場合にはその作法に則り、いわゆる通夜や葬儀を行うというのが一般的である（公知の事実）。むしろ、遺族にとっては、火葬や埋葬までの時間は、死者と過ごす最後の時間として、貴重なものであり、自宅に遺体を安置する行為そのものに死体遺棄罪は成立するものではない。

また、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号、以下、「墓埋法」という）3条本文においては、「埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない」と規定している。

このように、人が死亡してからすぐに埋葬や火葬を行うことは、法律上も社会的にも想定されていることではない。遺体を部屋の押入れ（甲2号証現場見取図1）に入れることもなく、また血で汚れた部屋を掃除することもなく（被

告人調書11頁、甲2号証)、ただ疲れ切った状態であったリンさんが、死産した15日中に遺体と一緒に空間で過ごしたこと自体、罪に問われるべきではない。

これは、不作為を実行行為とする死体遺棄罪の成立について、大審院時代より踏襲される判例上、葬祭をなすべき責務を有する者が葬祭の意思なく死体を放置し、その場所から離去する場合において、遺棄を認めている(大判大正6年11月24日刑録23輯1302頁)とおり、埋葬の意思を有していたリンさんは、わが子の遺体と一緒に室内の空間で過ごしていたのだから、判例上においても遺棄にはあたらないことは明らかである(東京高判昭和40年7月19日高刑集18巻5号506頁、福岡高判平成14年12月19日判タ1185号338頁)。

また、本罪の実行行為については、死体を現在の場所より他所に移して放棄するのはもちろん、宗教風俗上、死体の処置に関し、道義上首肯しえないような方法で埋葬、冷遇放置、隠匿する場合には、死体遺棄罪が成立するものと解するのが相当であるとする高裁判例(東京高裁昭和56年3月2日判決・高等裁判所刑事裁判速報集昭和56年108頁)に照らしても、先に述べたわが子に対する愛情をもって懸命にとられた本件行為が、死体の冷遇放置になるのであれば、布団上に遺体を裸のまま転がしておくことを容認することになりかねず結論として、明らかに相当でない。

(3) リンさんが葬祭義務に違反したものではないこと

リンさんに埋葬の意思があったこと、そしてリンさんの本件行為が埋葬を前提とした安置であることは述べた通りであるが、検察官が主張する葬祭義務についてさらに掘り下げて検討する。葬祭をなすべき責務(前掲大判大正6年11月24日)とは、法令上に根拠のない慣習上の義務とされているという点についてである。

この「葬祭」とは何かを検討するに、宗教や思想上の死者をどのように弔う

のかについて一義的には解釈はできないが、終局的には火葬又は埋葬であると考えられる（また、火葬した場合には、納骨や散骨も葬祭の一行為であろう）。

先の墓埋法3条の規定において、死亡又は死産後24時間を経過したあとでなければ、このように「葬祭」の終局的ともいるべき埋葬又は火葬が禁止されているにもかかわらず、死産から24時間が経過していないリンさんに義務違反を問うことは、慣習上の義務を法令上の義務に優先しているにほかならず、作為義務としての葬祭義務の履行可能性は存在しない。

そもそも、検察官は、リンさんが「葬祭義務」に違反したというが、彼女は15日当日に何をすれば処罰されないのかが極めて不明確であり、本罪の構成要件に通報・通告義務が明記されていないにもかかわらず、リンさんの死産の事実を警察や職場・監理団体に言うべきことを葬祭義務の一内容として、遺棄を認めることは罪刑法定主義に違反しており、到底許されることは強調したい（無論、公訴事実は「放置」としており、通報等しなかったことについては公訴事実の内容となっていないのである）。

2 死産当日のリンさんに葬祭義務の履行について期待可能性は存在しないこと

また、万が一にもリンさんの本件行為が葬祭義務に違反したとして放置に当たるとしても、客観的に存在する限界的状況が行為者の心理を通じて作用し、その行為に出ないことを行為者に期待しえない場合に、責任が阻却されることからして、死産当日のリンさんに葬祭義務を履行することを期待しえないことから、責任は阻却されるべきである。

すなわち、医療関係者が立ち会わない状況下での孤立出産事例に詳しい産婦人科医師の蓮田健慈恵病院院長によれば、初産婦における陣痛の「痛みのストレス」は手の指を切断する痛みに匹敵すると言われており、この痛みストレスは、不安感が強い人間ほど強く感じるとされている（弁3号証2頁）。このことから、リンさんが孤独の中で行なった分娩には大変な痛みが伴っていたこと

は容易に認められ、リンさん自身も「何回死んで、そして生き返って、その繰り返しでした」と分娩中の激痛をそのように表現する通りである。

また、リンさんの出血の量は、かけ布団に残された血痕から大量であることが十分にわかる（甲2号証写真59号、60号、62号。63号）し、人間をショック状態に陥らせるほど急速かつ大量となる出産時の出血によって、リンさんが貧血状態となった可能性は高い（弁3号証2頁）。このような痛みと出血を伴ったリンさんの体は疲弊しきったものであるうえ、激痛の末産んだわが子の亡骸を目の前にしたリンさんの悲しみは想像を絶するものがある（被告人調書7頁、弁3号証3頁）。

死産直後の肉体的・精神的限界の中で、リンさんがかろうじて取った本件行為が、葬祭義務に違反した遺棄にあたるというのであれば、死産当日のリンさんにどのような「これ以上」「これ以外」の行為を期待できたといえようか。

蓮田医師は意見書の中で次のように述べる。

「異国の方で言葉も地理も社会システムも分からずに独りで出産し、かつ手元にある限られた品々で埋葬の準備を行なったリン氏に対し、日本人は敬意と慰めを以て接すべきはずである。彼女を罪に問うのは病者に鞭打つ行為に等しく、同じ日本国民として残念に思う。」（弁3号証5頁）。

慣習上の義務という内容が不明確な葬祭義務を課しているにもかかわらず、遠い異国の方で言語的・地理的なハンディキャップを背負いながら、1人で激痛を伴う出産に耐え抜いた末に、わが子の死亡を目の当たりにしたリンさんに対し、一切の休息や埋葬準備のための時間を与えずして、死産当日中に葬祭義務の履行を期待することは、まさに限界的状況の中で、法律に規定されない「何らかの行為」という無理難題を要求していることにほかならず、期待可能性は欠如したものとして刑事责任を問うことはできない。

第4 結論

リンさんの本件行為が埋葬の意思に基づいてとり行われた安置行為であり、葬祭義務に違反したものではないこと、そして、死産当日のリンさんに葬祭義務の履行を期待することはできないことは、以上に述べたとおりである。

死産当日という過酷かつ切迫した状況の中で彼女がとるべき葬祭義務の具体的な内容が明らかにされていないにもかかわらず、リンさんが精一杯とったこの本件行為によって、死体の尊厳が損なわれたとまで言えるのか、「死者に対する社会的風俗としての宗教的感情」という社会的法益が侵害されたのか、そして彼女を刑罰によって処罰すべきなのか、刑罰の謙抑性という観点からも、裁判所におかれではこの問い合わせに対する真正面からの審理をいただきたく、リンさんの無罪判決を強く求める次第である。

以上